

## 令和7年度 狩猟免許更新の適性試験及び講習実施要領

### 1 日 時

別紙1のとおり

### 2 対象者

令和7年9月14日に狩猟免許の有効期間が満了となる者で、次のいずれにも該当しない者。

- (1) 統合失調症者、そううつ病者、てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く）にかかっている者
- (2) 麻薬、大麻、アヘンまたは覚醒剤の中毒者
- (3) 自己の行為の是非を判断し、又はその判断に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者

### 3 講習等の内容

#### (1) 狩猟講習

- |                       |     |
|-----------------------|-----|
| ア 鳥獣保護及び管理並びに狩猟に関する法令 | 60分 |
| 鳥獣の保護管理に関する知識         |     |
| イ 鳥獣の判別               | 60分 |
| ウ 猟具の取扱い              | 60分 |

#### (2) 適性試験

視力、聴力、運動能力について行い、合格の基準は別紙2のとおりとする。

### 4 狩猟免許更新申請手続きの際に、提出する書類

受講しようとする狩猟免許の種類ごとに次の(1)～(4)を提出する。

#### (1) 狩猟免許更新申請書

#### (2) 医師の診断書（申請書提出日以前の3カ月以内に診断されたもの）

2の(1)、(2)及び(3)に該当しない旨を証明するもの。（同一実施回に複数の狩猟免許更新の適性試験及び講習を受講する者は、原本を1部及び残りを写しとすることができる。）

なお、申請者が銃砲刀剣類所持等取締法の規定により、所持許可を現に受けている場合は、診断書の代わりにその許可証の写しでもよい。

#### (3) 写真及び返信用封筒

申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真1枚（裏面に氏名、撮影年月日を記入したもの）及び110円分の郵便切手を貼付した返信用封筒（申請者本人宛の郵便番号、住所、氏名を記入したもの）

ただし、返信用封筒は縦14cm×横9cm以上かつ縦23.5cm×横12cm×厚さ1cm以内、重さ50g以内の定形郵便対応サイズとする。

#### (4) 狩猟免許更新手数料

2,900円分の石川県証紙（北國銀行本支店で取扱。収入印紙とは異なるので注意。）

ただし、石川県電子申請システムにより手数料をキャッシュレス決済する場合は、石川県証紙の提出は不要。

### 5 狩猟免許更新申請書等の受付期間及び提出先（別紙1，2参照）

別紙申請期間中に住所地を管轄する農林総合事務所（管理部）に提出すること。（郵送不可）

ただし、令和6年能登半島地震の影響により、住所地以外の場所に避難している場合は、いずれの農林総合事務所でも提出できることとする。

### 6 その他

- (1) 受講者の受講当日の受付は、講習開始30分前から10分前までとする。
- (2) 受講者は筆記用具、運転免許証（持っている者のみ）、現在所持する狩猟免許を持参すること。
- (3) 更新した免許は受講当日に現在所持する狩猟免許と引き換えに交付する。
- (4) 提出書類の記入には黒色のボールペン（消えるボールペンは不可）を用いること。
- (5) 満了日の異なる複数の狩猟免許を持ち、そのうち令和7年9月14日に満了する免許がある場合に限り、残りの免許の満了日を待たず、今回の更新と同時に申請することができる。

<例>「第一種銃猟免許」の満了日が令和7年9月14日、「わな猟免許」の満了日が令和8年9月14日の場合、今回「第一種銃猟免許」と「わな猟免許」の更新申請書を同時に提出→検査に合格したら→次回満了日を令和10年9月14日にそろえることができる。

## 令和7年度 狩猟免許更新の適性試験及び講習の日程及び申請書等の提出先

## 1. 日 程

| 日 時                    | 申請期間                           | 場 所                                        | 主な対象区域                 |
|------------------------|--------------------------------|--------------------------------------------|------------------------|
| 令和7年7月2日(水)<br>午後1時から  | 令和7年5月28日(水)から<br>同年6月18日(水)まで | 小松市大島町丙42番地3<br>小松市民センター<br>小ホール           | 小松市、加賀市、能美市、川北町        |
| 令和7年7月8日(火)<br>午後1時から  | 令和7年6月3日(火)から<br>同月24日(火)まで    | 七尾市本府中町ヲ部38番地<br>矢田郷地区コミュニティセンター<br>多目的ホール | 七尾市、羽咋市、志賀町、宝達志水町、中能登町 |
| 令和7年7月15日(火)<br>午後1時から | 令和7年6月10日(火)から<br>同年7月1日(火)まで  | 輪島市三井町洲衛10-11-1<br>奥能登総合事務所<br>42・43会議室    | 輪島市、珠洲市、穴水町、能登町        |
| 令和7年7月17日(木)<br>午後1時から | 令和7年6月12日(木)から<br>同年7月3日(木)まで  | 金沢市鞍月1丁目1番地<br>石川県庁<br>1102会議室             | 県 全 域                  |
| 令和7年7月22日(火)<br>午後1時から | 令和7年6月17日(火)から<br>同年7月8日(火)まで  | 加賀市山代温泉北部2丁目68<br>加賀市文化会館<br>101会議室        | 小松市、加賀市、能美市、川北町        |
| 令和7年7月31日(木)<br>午後1時から | 令和7年6月26日(木)から<br>同年7月17日(木)まで | 七尾市本府中町ヲ部38番地<br>矢田郷地区コミュニティセンター<br>多目的ホール | 七尾市、羽咋市、志賀町、宝達志水町、中能登町 |
| 令和7年8月3日(日)<br>午後1時から  | 令和7年6月27日(金)から<br>同年7月18日(金)まで | 金沢市鞍月2丁目1番地<br>石川県地場産業振興センター<br>第3研修室      | 県 全 域                  |
| 令和7年8月7日(木)<br>午後1時から  | 令和7年7月3日(木)から<br>同月24日(木)まで    | 輪島市三井町洲衛10-11-1<br>奥能登総合事務所<br>42・43会議室    | 輪島市、珠洲市、穴水町、能登町        |
| 令和7年8月20日(水)<br>午後1時から | 令和7年7月16日(水)から<br>同年8月6日(水)まで  | 羽咋郡志賀町富来領家町甲の10番地<br>富来活性化センター<br>町民中ホール   | 七尾市、羽咋市、志賀町、宝達志水町、中能登町 |
| 令和7年8月28日(木)<br>午後1時から | 令和7年7月24日(木)から<br>同年8月18日(月)まで | 金沢市鞍月1丁目1番地<br>石川県庁<br>1102会議室             | 県 全 域                  |

## 2. 申請書等の提出先

| 名 称           | 管轄市町                           | 所在地             | 電話番号         |
|---------------|--------------------------------|-----------------|--------------|
| 南加賀農林総合事務所管理部 | 小松市、加賀市、<br>能美市、川北町            | 小松市園町ハ108-1     | 0761-23-1707 |
| 石川農林総合事務所管理部  | 白山市、野々市市                       | 白山市馬場2丁目113番地   | 076-276-0528 |
| 県央農林総合事務所管理部  | 金沢市、かほく市、<br>津幡町、内灘町           | 金沢市直江南2-1       | 076-239-1750 |
| 中能登農林総合事務所管理部 | 七尾市、中能登町、<br>羽咋市、宝達志水町、<br>志賀町 | 七尾市小島町二部33番地    | 0767-52-2583 |
| 奥能登農林総合事務所管理部 | 輪島市、珠洲市、<br>穴水町、能登町            | 輪島市三井町洲衛10-11-1 | 0768-26-2322 |

令和6年能登半島地震の影響により、住所地以外の場所に避難している場合は、いずれの農林総合事務所でも提出できることとする。

## 適性検査の合格基準

| 科 目    |                    | 合格基準                                                                                                                                             |
|--------|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 視<br>力 | 網猟免許<br>わな猟免許      | 視力（万国式試視力表により検査した視力で、矯正視力を含む。）が両眼で0.5以上であること。ただし、一眼が見えない者については、他眼の視野が左右150度以上で、視力が0.5以上であること。                                                    |
|        | 第一種銃猟免許<br>第二種銃猟免許 | 視力（万国式試視力表により検査した視力で、矯正視力を含む。）が両眼で0.7以上であり、かつ、一眼でそれぞれ0.3以上であること。ただし、一眼の視力が0.3に満たない者又は一眼が見えない者については、他眼の視野が左右150度以上で、視力が0.7以上であること。                |
| 聴力     |                    | 10メートルの距離で、90デシベルの警音器の音が聞こえる聴力（補聴器により補正された聴力を含む。）を有すること。                                                                                         |
| 運行能力   |                    | 狩猟を安全に行うことに支障を及ぼすおそれのある四肢又は体幹の障害がないこと。ただし、狩猟を安全に行うことに支障を及ぼすおそれのある四肢又は体幹の障害がある者については、その者の身体の状態に応じた補助手段を講ずることにより狩猟を行うことに支障を及ぼすおそれがないと認められるものであること。 |